内閣衆質一七一第四九号

平成二十一年一月三十日

内閣総理大臣 麻 生 太 郎

衆議院議長 河 野 洋 平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省要人外交訪問支援室長による公金詐取事件に対する同省の対応等に関す

る質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省要人外交訪問支援室長による公金詐取事件に対する同省の対応等に

関する質問に対する答弁書

一について

外務省は、 松尾元外務省要人外国訪問支援室長(以下「松尾元室長」という。)による公金横領の疑い

に関して、平成十三年一月四日から調査を行い、同月二十五日に「松尾前要人外国訪問支援室長による公

金横領疑惑に関する調査報告書」 (以下「調査報告書」という。)を発表した。

二について

調査報告書には、 「大臣官房において、 阿部官房長の指揮の下、 本件事件に関する調査が進められてき

た。」との記載がある。また、 調査報告書には、 松尾元室長に対して「任意の事情聴取」を行った旨の記

載がある。 その他のお尋ねについては、 外務省が保有する文書においては確認することができないため、

外務省としてお答えすることは困難である。

三について

お尋ねについては、 外務省が保有する文書においては確認することができないため、 外務省としてお答

えすることは困難である。

四について

外務省としては、 御指摘の「上申書」が一において御指摘の書籍において言及されていることは承知し

ているが、 御指摘の「上申書」がいかなるものか定かでなく、 また、 調査報告書においても御指摘のよう

な文書への言及は見当たらないことから、 御指摘の「上申書」について御指摘の「当時 「調査」に関わり、

現在も外務省に在職している者」に確認を行うことは考えていない。

五について

外務省として、御指摘の者に確認は行っていない。

六及び七について

お尋ねについては、 外務省が保有する文書においては確認することができないため、 外務省としてお答

えすることは困難である。

八の①について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、 調査報告書を発表した平成十三年一月二十五日当時、 外務

事務次官の職にあった者は、川島裕である。

八の②及び③について

お尋ねについては、 外務省が保有する文書においては確認することができないため、 外務省としてお答

えすることは困難である。

九の①について

外務省としては、職員の採用に当たって厳正な選考を行っていると認識している。

九の②及び③について

お尋ねについては、 外務省が保有する文書においては確認することができないため、 外務省としてお答

えすることは困難である。